

本方針は、「高等学校学習指導要領」(平成30年3月 文部科学省告示)、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月 文化庁)、「部活動の在り方に関する方針(改訂版)」(令和3年12月 沖縄県教育委員会)に基づき定めるものである。

1 意義・ねらい

- (1) 部活動は、学校教育の一環(*1)として実施する
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ庁や文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。
- (3) 部活動は、学年の所属を離れて同好の生徒をもって組織し、部員の相互理解や連帯感並びに心身の健康の向上に資する。

2 部の設置(同好会を含む)

- (1) 体育系
- (2) 文化系

3 部顧問

部顧問は、原則として全教職員が当たり指導する。

※外部指導者は、校長の許可を得ること。

4 活動

- (1) 休養日 : 平日に1日以上、土曜日及び日曜日(連休含む)は原則1日以上。
- (2) 時間 : 平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とする。
- (3) 活動計画 : 部顧問は年間の活動計画及び毎月の活動計画、部活動実績等を作成し校長へ提出する。
- (4) 定期考査 : 定期考査7日前から終了前日までの期間は、原則として部活動を禁止する。

5 その他、部活動の運用に関して別に定める。

(*1) 高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)

第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項 1 ウ

生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に視するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。